

倫 理 規 程

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構

大阪市西成区萩之茶屋一丁目5番4号
06（6630）6060（代）

來 歷 管 理 表

[illegible]

目 次

[illegible]

（総則）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構（以下、この法人という。）のすべての役員及び社員、職員が遵守すべき倫理規準について定める。

（適用）

第2条 この規程は、役員及び社員、職員に適用する。

（基本的態度）

第3条 役員及び社員、職員はこの法人の役員及び社員、職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

（基本的人権の尊重）

第4条 この法人の役員及び社員、職員はすべての人の基本的人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

（法令等の遵守）

第5条 この法人は、関係法令、及びこの法人の定款、就業規則、法令遵守規定、その他の規定を厳格に遵守し、事業を適正に運営しなければならない。

- 2 役員及び社員、職員は不正若しくは不適切な行為又はその恐れがある行為を認めた場合には、定款、就業規則、法令遵守規定、その他の規定に則り速やかに対応しなければならない。
- 3 この法人は暴力団並びに反社会的勢力との取引を行ってはならない。

（私的利益追求の禁止）

第6条 役員及び社員、職員はその職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止）

第7条 この法人は、利益相反を防止するために役員及び職員の中で管理者、責任者の職務に当たるものに対して、本人並びに生計を一にする配偶者及び一親等の者の利益相反に関する状況について、利益相反自己申告書を提出させる。

- 2 役員及び職員の中で管理者・責任者の職務に当たるものは、利益相反防止のため、定例理事会、社員総会開催日までに「利益相反自己申告書」をこの法人の事務局に提出し、事務局はその内容を確認し必要な是正措置を講じなければならない。
- 3 理事会及び社員総会、評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事、社員又は評議員を除いて行わなければならない。

（特別な利益を与える行為の禁止）

第8条 役員及び社員、職員は特定の個人又は団体他の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し寄付その他特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するために、その活動状況、運営内容、財務資料等、具体的には定款、会報、事業計画、収支予算、事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録並びに理事会、社員総会、評議員会の議事録を作成公開し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（守秘義務）

第10条 この法人の役員及び社員、職員は開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、個人情報を含む職務上知り得た情報その他この法人に関する情報を機密として保護しなければならない。

（法人資産の保護と適切な利用）

第11条 この法人の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、役員及び社員、職員は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

（記録保持）

第12条 この法人の役員及び社員、職員は社内規程に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

（社会貢献）

第13条 この法人は、地域社会の一員として、地域の様々な活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

（職場環境）

第14条 この法人は、平等な雇用機会を確保し、役員及び社員、職員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

2 この法人はホームレス生活者、不安定就労者の社会における就労の機会づくりに努めるものとする。

（事情説明）

第15条 この法人の役員及び社員、職員がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、理事長は理事及び事務局員にて構成される倫理委員会を招集し、その委員会は役員及び職員に対し、事情説明を求めることとする。

2. 倫理委員会から事情説明を求められた役員及び職員は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。

3. 倫理委員会での調査の結果は、理事会に報告する。

（懲戒）

第16条 本規程に違反した職員は、倫理委員会からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、就業規則第7章の規定により処分する。

（改廃）

第17条 この規定の改廃は、事務局長の立案、理事長の承認にて行う。

附則

この規定は令和2年5月1日から施行する。

以上